

運輸安全マネジメントに係る情報の公表について

弊社におきましては、「輸送の安全の確保」は、最大最重要な責務であるとの理念のもと、経営者から全役職員が一丸となった職場環境の向上に向けた社風づくりに取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 「輸送の安全の確保」は、お客様に対する最大最重要な責務である。
- (2) その「安全」は経営者から社員一人一人にまで法令遵守を基本に、すべての業務を確実に遂行することにより成し遂げなければならない。
- (3) 私たちは、貸切バス事業を担う誇りと責任を有し、安全な事業者として社会に貢献する。

2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況に関する報告

期 間	平成28年度 (H28年10月～平成29年9月)		
目 標	重大事故 0件	交通事故	0件
実 績	0件		0件
	* 自社車両の不注意による軽微な接触事故が数件あったため根絶を図っていきたい。		
期 間	平成29年度 (H29年10月～平成30年9月)		
目 標	重大事故 0件	交通事故	0件

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規定（平成25年10月1日制定）参照

4. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保に向け確実なPDCAの実践
- (2) ヒヤリハットの活用によるリスクマネジメント
- (3) 導入ドライブレコーダーによる運転技術指導の徹底
- (4) 乗務員に対する健康管理によるリスクの把握

5. 輸送の安全に関する教育・計画（2019年度）

「輸送の安全確保」を実現するためには、乗務員教育、監督者教育を計画的、継続的に実施し、法令遵守、安全意識の高揚に努めてまいります。

- (1) 社内外安全講習会、点呼などを通じて安全意識の高揚共有推進

- (2) 健康診断、適性診断、ドライブレコーダー等客観的なデータを基本に各人の特性を把握、飲酒状況も含め、個人型管理の徹底
- (3) 運行管理者、整備管理者の外部講習会への参加回数を増す事により、監督者としての自覚自信の意識づけを行い、輸送の安全の意識を高める。

6. 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

監査 運輸支局の指摘事項を中心に、総体的に監査を実施
 結果 一部の帳票において印鑑漏れ等があり指摘
 改善措置 運行面において、法令の理解と遵守を基本とする運営体制の構築を喫緊の最重要課題との共通認識にいたしました。

7. 輸送の安全に関する設備投資

2016年度	ドライブレコーダー	大型 8台	中型 2台
設置	デジタルタコメーター	大型 8台	中型 2台
	飲酒検知器（車載用）	5台	
2017年度			
予算措置	飲酒検知器（事務所用）	1台	固定型買替
	ドライブレコーダー	3台	
	デジタルタコメーター	3台	

8. 行政処分の状況

2016年度に次の行政処分を受けました。
 今回の処分を厳粛に受け止め、運行管理の基本を確実に遵守することにより、輸送の安全の確保に尽力して参ります。

処分運輸局	九州運輸局（熊本運輸支局）
処分年月日	平成29年10月24日
処分内容	車両施設の使用停止（200日車）
違反内容	健康診断未受診者3名、点呼記録一部未保存、特定運転者に対する特別指導一部不適切、特定運転者に対する適性診断未実施2名、運送引受書一部未交付

9. 安全統括管理者

代表取締役 住永裕司 平成25年10月1日選任～現在至

10. 安全管理規定

安全管理規定及び安全管理組織図、事故・災害発生時の報告連絡体制図は、ホームページ掲載の通りです。

安全管理規定

制定 平成 25 年 10 月 1 日

熊交観光バス株式会社

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、統括安全管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に会社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による。

(安全管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑にすすむよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の終了後百日以内に外部に対して公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、1年以上保存する。

安 全 方 針

1. 「輸送の安全の確保」は、お客様に対する最大最重要な責務である。
2. その「安全」は経営者から社員一人一人にまで法令遵守を基本に、すべての業務を確実に遂行することにより成し遂げなければならない。
3. 私たちは、貸切バス事業を担う誇りと責任を有し、安全な事業者として社会に貢献する。

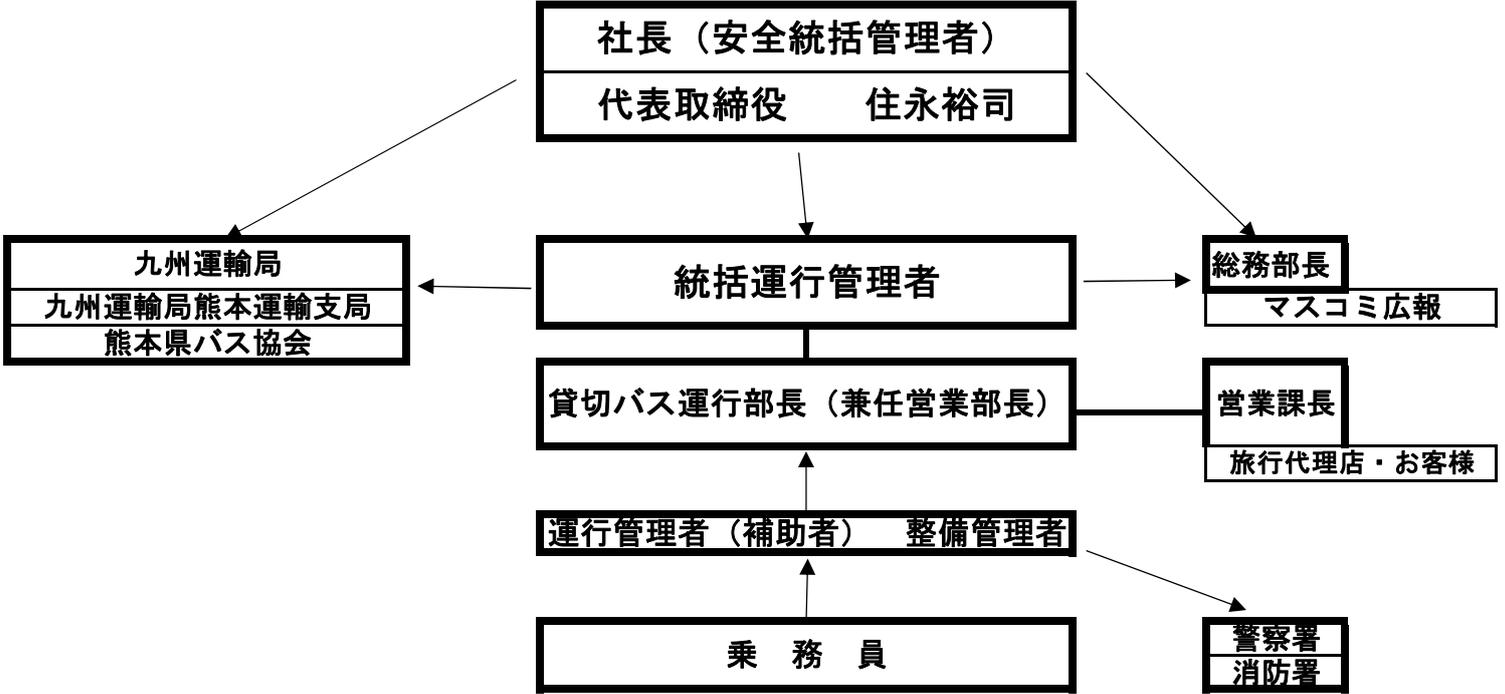
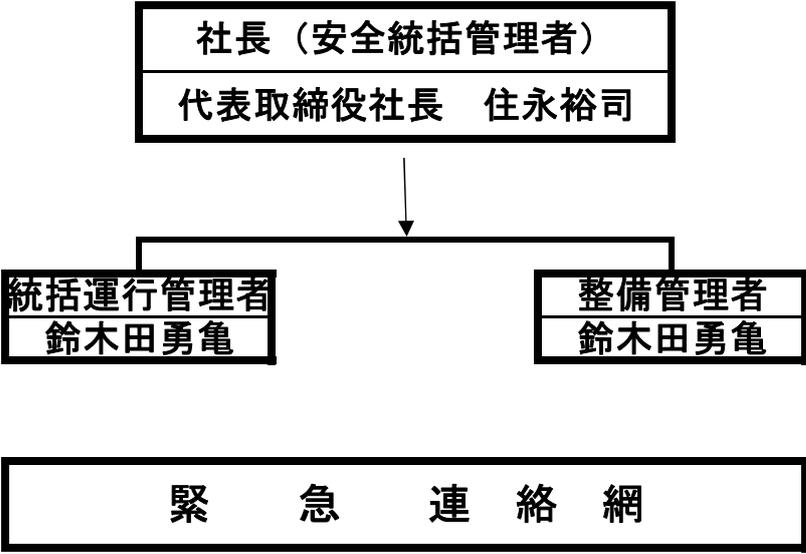
熊交観光バス株式会社

代表取締役社長 住永 裕司

平成29年10月1日

熊交観光バス株式会社 安全管理規定
組織図（社内連絡体制）

平成25年10月1日制定
平成29年10月1日



熊本運輸支局（輸送課） ☎096-369-3155
熊本県バス協会 ☎096-352-9694

輸 送 の 安 全 目 標

1 交通事故削減目標

	重大事故		交通事故		内 訳
	目標	実績	目標	実績	
平成28年度	0 件	0 件	0 件 (人身0件)	0 件	
平成29年度	0 件	件	0 件 (人身0件)	件	

2 安全意識の浸透

経営者から事務職、乗務員まで一丸となり、交通事故防止の意識高揚に努めます。

熊交観光バス株式会社
代表取締役 住永裕司

平成29年10月1日